

市長記者会見記録

日時：2019年11月15日（金）14時00分～15時18分

場所：第3庁舎18階 講堂

議題：令和元年度かわさきマイスター認定について（経済労働局）

首里城の再建に向けた友好都市・那覇市への応援について（市民文化局）

令和元年第5回市議会定例会の開催について（総務企画局、財政局）

【話題提供】令和4年4月以降の「川崎市成人の日を祝うつどい」の開催について（こども未来局）

<内容>

《令和元年度かわさきマイスター認定について》

【司会】 お待たせいたしました。ただいまより、定例市長会見を始めます。

まず1つ目の議題であります令和元年度かわさきマイスター認定について、市長よりマイスター認定者の発表並びに御紹介をさせていただきます。

それでは、市長、よろしく願いいたします。

【市長】 それでは、よろしく願いいたします。令和元年度かわさきマイスターに認定いたしました4名の方を御紹介申し上げます。本市では、市民生活の向上や産業の発展を支える優れた技術・技能の振興・継承を目的として、平成9年度にかわさきマイスター制度を創設し、毎年公募により候補者を募り、特に優れた技術・技能をお持ちの方を、市内最高峰のたくみ、かわさきマイスターとして認定しております。今年度は9名の方から御応募があり、かわさきマイスター選考委員会において慎重な審議を行っていただき、本日御出席いただきました4名の方を令和元年度のかわさきマイスターに認定いたしました。

令和初のかわさきマイスターであります今年度の認定者4名を加え、これまでに74職種105名の方がかわさきマイスターの認定者となりました。今後も、本市の技術・技能の発展のためお力添えをいただきたいと思います。存じます。

マイスターに認定した方々、職種は様々でございますけれども、共通していることは、卓越したたくみの技を保持されているだけでなく、自らの技術・技能の継承や後継者の育成にも日々積極的に取り組まれているところにあります。

それでは、4名の方々につきまして、50音順に御紹介をさせていただきます。

初めに浅井次雄さんですが、職種は切削工具研削となります。浅井さんは、精密加

工の根幹をなす研削・研磨技能の熟練技術者です。中原区中丸子にあります有限会社研精工業所の副社長を務めておられまして、その技術に基づき、光ファイバーなどの製造で用いられるカッターの刃など、数千種類の切削工具を製造しています。光ファイバーを切断するカッターの刃は、わずか数ミクロンの誤差も許されないような繊細さを求められるものでありますけれども、高い品質を保ちながら安定的に製造することを可能にしています。

続いて飯田誠二さんですが、職種は高圧配管溶接になります。飯田さんは、川崎区旭町にあります有限会社飯田工務店の代表取締役でいらっしゃいます。高い溶接の技能をお持ちであり、それを活かして、主にガス系消火設備の集合配管の製作を行っています。太い幹となる配管に枝となる配管を溶接する際のゆがみを予測し、修正を加えながら、曲がりなく一直線に仕上げることができます。また、その溶接の技術を生かした楽器製作にも取り組み、鉄や溶接の魅力を広く発信しておられます。

続いて小林誠さんですが、職種は人形師となります。小林さんは、川崎区新川通にある林屋人形店の代表で、手づくりで人形の制作を行っている全国的にも数少ない人形師の方です。人形制作の全てを日本の熟練した職人が少量限定で仕上げるグループで活動され、顔や手足、男性の冠など重要な部分の制作をしています。墨の濃淡を使い、筆1本で生え際、眉、瞳などを描く技術は10年以上かけて習得されたそうです。

続きまして砂山幸子さんですが、職種は洋裁技能士となります。砂山さんは、高津区北見方にある砂山衣服研究所の代表であり、ミシン縫いをはじめとした洋裁全般の技能を究められた方です。着る人の体形にフィットした型崩れしない洋服を製作することができる高い技能をお持ちでいらっしゃいます。また、若手育成のために、洋裁技能士に対する指導や技能検定の学科検定委員も務められており、後進に対する指導に非常に熱心に取り組んでおられる方です。

以上、皆様の職種は様々でございますけれども、いずれもその分野で長年にわたる錬磨と精進を重ねられ、高度な技術・技能を身につけられた方ばかりでございます。長年にわたる研鑽により、その道を究められ、後進の目標となられた皆様のご努力に心から敬意を表するとともに、皆様の持つたくみの技が市民生活のさらなる発展や次世代のものづくりの振興にしっかりと生かされることを大いに期待しております。

本日、かわさきマイスターに認定された皆様には、今後ともすばらしいたくみの技を活かし、市内最高峰の技術・技能者として引き続き、ものづくり都市川崎を支えていただくようお願い申し上げまして、私からの紹介とさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

【司会】 続きまして、今年度、かわさきマイスターに認定された皆様から一言ずつ御挨拶をいただきます。かわさきマイスターに認定された皆様におかれましては、お名前をお呼びいたしますので、演台にお進みいただき、御挨拶をお願いいたします。

初めに浅井次雄様、お願いいたします。

【浅井様】 こんにちは。研精工業の浅井と申します。何か一言しゃべれと言いましたけど、今、頭が真っ白になってございます。弊社は1954年5月20日に設立しまして、その1日前に私が生まれまして、今年で65年ということで、私の生まれた顔を見て、うちの先代の社長が法人化にしたというような思いではなかつたらうかと考えております。

また、弊社の製品は、先ほども市長から御説明がありましたけれども、こちらが光ファイバー、カッター刃と申しまして、光回線の断面を切断するというカッターでございまして。とにかく細くて硬いので、その刃物が切れないと通信速度が遅くなったり、うまくつながらないというような工具でございまして。これからも私ども、一生懸命努力し、精進しまして、今後の若い人たちの励みになるよう頑張っていきたいと考えております。今日はどうもありがとうございました。(拍手)

【司会】 ありがとうございます。

続きまして飯田誠二様、よろしくをお願いいたします。

【飯田様】 飯田工務店代表の飯田誠二と申します。このたびはマイスターに選んでいただき、本当にありがとうございました。うちの商品としては、集合管、高圧配管のヘッダーと呼ばれるものです。本来は、管もこのぐらい太くて大体2メートル以上あるものなんですけど、そこを高圧のパイプに溶接をしますと、ここからぐーんと反りが出ます。一方方向の熱に加えると、鉄が縮むことによって1個ずつが弓なりに曲がっていつてしまうのを直して、真っすぐにして現場に納めるところまでが私どもの仕事です。

代々、集合管、配管の仕事をやって3代目なんですけど、ありがとうございますということで、それでいいですか。あと、鉄を世の中に広めたいという気持ちから、こういう楽器をつくっております。よろしくをお願いいたします。以上です。(拍手)

【司会】 ありがとうございます。

続きまして小林誠様、よろしくをお願いいたします。

【小林様】 どうも皆さん、こんにちは。林屋人形店の小林と申します。本日はありがとうございます。

私は、こういうお人形作りをしております。ひな人形、五月人形がメインなんで

すけれども、日本の伝統工芸というのは分業で作るとというのが常でありまして、お人形も顔とか、おひな様でいえば髪の毛とか手、足、胴、みんな別々の方が作るというパターンが多いんですけれども、私は主に面相という顔の部分とか、このお人形で言えば、手足もそうなんですけど、こういう兜、これも私が彫ってつくる兜なんですけれども、こういうことをして、今、海外で作るお人形もかなり多い中で、やはり日本の職人さんが全て手作りで仕上げるというものにこだわって少量で作っているグループの一人として活躍させていただいています。

もう一つは、おひな様ってなかなか今、お節句というのが世の中から必要でないものの部類に入りつつある中で、やっぱり元々のお節句というのが、お子さんの教育、しつけというものが目的で何百年もの間営まれてきたんですけれども、それをもう一回見直そうということで、お節句、ひな祭りをすると、お子さんがよりいい人生が迎えられるよというような、そういうことをこつこつとお客様に伝えるようなお仕事もさせていただいています。本日はありがとうございました。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

続きまして砂山幸子様、よろしくお願ひいたします。

【砂山様】 砂山衣服研究所の砂山です。私は、婦人服製造をやっております。その合間に教室などをやりながら、皆さんと楽しみながらやっております。あと、中学校などで、巾着袋などを教えながら、若い方に洋裁に対して興味を示していただきたくため、一生懸命、組合の皆様方と励んでおります。どうぞよろしくお願ひいたします。

（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

なお、かわさきマイスター認定証の授与につきましては、川崎市技能功労者等表彰式と合同で、11月20日水曜日午後2時から労働会館大ホールで開催いたしますことになってございます。

それでは、ここで質疑応答に移りますけれども、進行につきましては、幹事様、よろしくお願ひいたします。

【幹事社】 9名の応募があり4名の方を今回認定されたということですがけれども、認定される方とされない方の違いって、端的に言うとなんですか。

【市長】 それぞれの分野にお詳しい選考委員の皆さんに見ていただいて、本当にどれも素晴らしい方だという話は毎回聞くんですが、それでもやはりマイスターにふさわしい卓越した技が選考基準になるので、毎年、人数にはばらつきがありますし、そういう意味では、いずれも市内最高峰の匠の技にふさわしい方だと思います。

【幹事社】 それじゃ、各社さん、何かあれば。

【司会】 いかがでございます。認定者の皆様にも結構でございます。

【記者】 人形師の小林さんにお伺いしたいんですが、一つの人形を作り上げるのにどれぐらいの年月がかかるのか、何か難しい点等々教えていただけますか。

【小林様】 一つの人形ということはなかなか難しいんですけども、大体は何組かまとめて並行して作業していくことが多いんですね。その中で、私が作業する、次の方がまた作業するというので、大ざっぱではありますけれども、3、4か月あればでき上がるんじゃないかなとは思っています。とにかく、例えば、おひな様が終わったら、次の来年のおひな様の準備にかかりますし、五月人形が終わったら、また次の来年の五月人形、1年を通して制作をしているという状況です。

あと、難しい点というのは、やはり私たちにとっては、10個つくれば10分の1なんですけれども、実際にお求めになるお子様にとっては1分の1なんですよね。やはりそこを忘れてしまうといけないかなと思って、一つ一つがやはりその子の大切な生涯のお人形になるということを、いつも肝に銘じて作業しています。

【記者】 ありがとうございます。

【司会】 ほか、いかがでございますか。よろしいですか。どうぞ。

【記者】 飯田さんにお伺いをしたいんですが、先ほど鳴らしていらっしゃった楽器、それは一体、何がどうなって、そうなっているのでしょうか。

【飯田様】 これ、揺らしてみると鳴るので、この中に鉄のロットというか、棒が入っていて、それを振り子状に鳴らしているだけなんですけど、基本的には鉄本来の音を大事に、あまり装飾とかつけずに球体で鳴らして、本来の音を出すためにという楽器を作っています。どうなっているかというのは、大体今、棒が立っていて、振り子で鳴らしています。

【記者】 いろんな大きさのものが入っている。

【飯田様】 そう。長さを変えて調律しています。あと和音とかも自分で独自でやれるようになってきて、メジャー旋律とかそういう和音もこの中に示せることができるようになって、そういうものです。

【記者】 ありがとうございます。今まで幾つも作ってこられたんですか。

【飯田様】 はい。インスタとかで見れば、ざーっといろんなものが見れます。もしよかったら。

【記者】 ありがとうございます。

【司会】 ほか、いかがでございますか。よろしいですか。

じゃ、質疑はこちらで終了とさせていただきます、最後に写真撮影のお時間とさせていただきますので、市長とマイスター認定者の方の御案内をお願いします。

(写真撮影)

【司会】 よろしいですか。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度かわさきマイスター認定については終了といたします。ここでマイスターの皆様は退出されますので、よろしく願いいたします。(拍手)

マイスターの製品につきましては、まだ展示してございますので、後ほどまた御覧いただければと思います。

会場のレイアウト変更した後に次の議題に移りますので、少々お待ちくださいませ。

《首里城の再建に向けた友好都市・那覇市への応援について》

【司会】 お待たせいたしました。それでは、2つ目の議題となります、首里城の再建に向けた友好都市・那覇市への応援についてに移らせていただきます。

初めに、記者会見に御同席いただく皆様を御紹介いたします。一般財源法人川崎沖縄県人会会長・代表理事、比嘉孝様でございます。

【比嘉様】 (目礼)

【司会】 続きまして、川崎市議会議長、山崎直史様でございます。

【山崎様】 よろしく申し上げます。

【司会】 本件につきましては、まず、御出席の3名の皆様から御説明等をしていただきまして、その後、質疑応答とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず初めに、福田市長より御説明をお願いいたします。

【市長】 本市の友好都市であります沖縄県那覇市にある首里城が、10月31日未明に起きた火災によりまして、正殿を始め、少なくとも7棟が焼失いたしました。このことは大変残念なことであり、何よりも地元の那覇市、沖縄県民の方々の喪失感と悲しみはいかばかりか察するに余りあります。友好都市川崎市としても、改めて心よりお見舞いを申し上げます。

今回、首里城の再建に向けまして、友好都市としてできる限り応援したいという思いから、市と市議会が協力して、川崎沖縄県人会が行う募金活動を全面的に支援すべく、本日から市役所第2庁舎、第3庁舎、各区の区役所・支所の計11か所に募金箱を設置いたしました。また、本市ホームページからは、ふるさと納税や口座振込による寄附を希望される方に向けまして、那覇市のホームページを御案内いたします。首里城は、これまでも過去4回焼失という苦難を乗り越えてきました。再建までの道の

りは長く、容易ではありませんけれども、広く市民の皆様に応援の輪を広げ、友好都市那覇市へお届けしたいと思っております。今回の取組を通じて、両市のきずながより一層深くなることと確信しております。そして、再建された首里城の姿をもう一度見られることを切に願っております。私からは以上です。

【司会】 続きまして、川崎沖縄県人会会長、比嘉孝様よりよろしく願いいたします。

【比嘉様】 川崎沖縄県人会会長の比嘉孝と申します。よろしく申し上げます。

まずは、先月10月31日の未明に首里城が火災に遇いました。私もちょうど31日は首里城の近く的那覇にいまして、それで朝3時頃、首里城が燃えているよという電話がありまして、4時頃になったらテレビでもうもうと燃えている写真を見て愕然として涙が出ましたということで、こちらでの新聞紙上で言うよりも、今、向こうでこの世は終わりかというぐらいの大騒ぎをしているような状態です。

首里城は、沖縄人にとっては誇りであるし、沖縄の象徴であるということで、また、大事な観光資源でもあるということで、我々としてはやっぱり、首里城は一つの誇りに思っているのです。それを焼失しちゃったということは、気持ちの落ち込みようというのは大変なものです。沖縄県人にとっても、もちろんショックが大きかったんですね。まして、沖縄だけの問題じゃなくて、何しろ世界遺産なんで、世界の損失と言ってもおかしくないんじゃないかと思っておりますので、早く復興させるためには我々も一生懸命頑張らなきゃいけないと思ひまして、政府も一生懸命動いてくれているんですけども、それをもっと加速させるためには、我々が一生懸命努力しなきゃいけないということで、私たちも川崎駅前まで明日、明後日と募金運動をします。

川崎沖縄県人会でも、会の財政が厳しい中、100万円寄附するということで頑張っています。それは理事全員で、このぐらい頑張らなきゃだめだよということで100万寄附することを決めて、沖縄県の土木課に連絡しました。とにかく、こちらで考えているより、向こうの新聞紙上では大変な大騒ぎで、市民も年中、話の種といったら、どうしてこうなっちゃったんだろうねというような話ばかりで、皆さん、大変心配しているのです。

また、川崎市でも一生懸命応援してくれるということがとってもありがたく感じています。川崎市は沖縄の方がとても多いので、戦前から、大正の時代から女工さんとか日本鋼管とか味の素とか、そういうところに勤めている方が、やっぱり工業都市だったので、沖縄から移民という形で来て、出稼ぎじゃなくて、根付いて、沖縄の方は今いっぱいいます。今でもたくさんの方がいるんですけど、そういう話があちこちか

ら聞こえて、そしてまた、支援も北海道から鹿児島まで、あちこちからありますという
ことで、メール等で沖縄県からもいただいています。

また、沖縄県は移民県なんで、南米とかそういうところにも、アメリカとかハワイ
にもたくさんの沖縄の方がいるので、そちらからもたくさんのお見舞いの言葉が私に
も届いています。

私もWUBの関係、WUBというのは、Worldwide Uchinanchu Businessという形
で世界中を回っているんですけど、ペルーから始まって、ブラジル、ハワイ、アトラ
ンタ、アルゼンチンとかずっと回っているんですけど、沖縄の方がいっぱいいて、そ
の方たちからもお見舞いの声とお見舞金を片手にどうかとか、そういうふうやって
いますので、ぜひ皆様の御協力で、早い復帰・復興になりますように、ひとつ御協力
をよろしく願いますということで締めさせていただきます。

今日はこういう席を作っていただいて、本当に心から感謝申し上げます。ありが
うございます。

【司会】 ありがとうございます。

続きまして、川崎市議会議長、山崎直史様、よろしく願いいたします。

【山崎様】 今回の首里城火災につきましては、正殿などの焼失にとどまらず、建物
の内部に保管されていた琉球王国時代のものを含む多くの文化財にも被害が及んでい
ると報道されております。那覇市民を始め多くの皆様が心を痛めておられることと存
じます。改めまして、川崎市議会を代表いたしまして心からお見舞いを申し上げたい
と存じます。

過去には、宮古島台風被害救済のため、市議会を中心に、労働団体、各町内会等が
募金活動を行い、義援金をお送りしたこともございました。その返礼としていただい
た石敢當は川崎駅東口に設置されております。平成8年から友好関係にある那覇市が
困難に直面されているところがございますので、市議会といたしましても、首里城再
建のお手伝いのできればと考えております。沖縄のシンボルである首里城の一日も早
い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。以上です。

【司会】 ありがとうございます。それでは、質疑応答に移ります。進行についま
しては、幹事社様、よろしく願いいたします。

【幹事社】 今、少し紹介はありましたけれども、川崎市と友好都市、那覇の関係と
いうところ、もう少し、こんなこともしているというのがあれば紹介してください。

【市長】 私から。平成8年に友好都市として締結をいたしまして、以来、小学生の
スポーツ交流ですとか、あるいは、那覇市職員を本市に迎え入れるというような人事

交流も行ってまいりました。そして、3年前の平成28年は、提携20周年ということで、那覇市長の城間市長と市議会議長を本市にお迎えして、記念植樹を行いました。それから、沖縄県人会と共催のイベントなどを開催したりしております。

今、会長からお話があったように、それこそ県人会ができて95年、川崎市政と全く同じだけ県人会が続いているという大変歴史が深いので、そういった意味でずっと素地があってということでございます。以上です。

【比嘉様】 3年前に城間市長と福田市長、私を含めて植樹会をやったんですけれども、ヒカンザクラというのがあるんですよ。それで、今、それ、富士見公園ですくすく育っているんで、来年のあたりは花が咲くんじゃないかなと期待はしているんですけど、そこにはやっぱり20周年ということを書いてあります。もう今は23年というか、25年ぐらいたっているんですけど、そういう経緯がありました。よろしくお願ひします。

【幹事社】 先ほど伺ったところで、川崎市には沖縄御出身の方がたくさんいらっしゃるということでしたけれども、今現在、何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

【比嘉様】 全部はつかんでないんですけれども、一応、県人会員としては250名。でも、250名といっても世帯数なんで、250世帯ですから、その2倍以上はいると思うので、600人から700人ということでもいいんじゃないですかね。また、県人会に入っていない方もいっぱいいますので、また、その親戚を頼って来ている方もたくさんいますので、実際は何千人という形でいるんじゃないかと思うので、はっきりしたことは言えないんですけど、県人会員としては世帯数で250世帯ということになります。

【幹事社】 ありがとうございます。幹事社から以上ですが、各社さん、どうぞ。

【司会】 御質問、いかがでございますか。

特にないようでございますので、本件につきましてはこれで終了とさせていただきます。比嘉会長と山崎議長におかれましては、これで御退席ということでよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

レイアウト変更いたしますので、少々お待ちくださいませ。

《令和元年第5回市議会定例会の開催について》

【司会】 それでは、3つ目の議題となります令和元年第5回川崎市議会定例会議案について市長から御説明いたします。それでは、市長、よろしくお願ひいたします。

【市長】 令和元年第5回市議会定例会の準備が整い、11月25日月曜日招集とい

うことで、本日告示をいたしました。今定例会に提出を予定しております議案は、条例12件、事件20件、補正予算3件、計35件と、諮問1件、報告1件でございます。

今議会の主な議案といたしましては、初めに、議案第157号は、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定でございます。本市では、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してまいりました。

しかしながら、今なお不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じており、本市と市民及び事業者が協力して、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がございます。

こうしたことから、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定するものでございます。

次に、議案第159号は、川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてでございます。平成30年6月の社会福祉法の一部改正により、無料低額宿泊所の規制強化の一環として、現在、国の指針で定めている基準について、厚生労働省令で定める基準をもとに条例で定めることとされ、令和2年4月に施行されます。これに伴い、本市における無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について定めるため、この条例を制定するものでございます。

次に、議案第187号から議案第189号は補正予算でございます。このうち、議案第187号は、さきの台風で被災された市内中小企業や農業者の緊急支援、道路・河川の補修、堆積した土砂の除去・処分、グラウンドの補修など、台風被害からの復旧の費用を主な内容としておりますことから、できる限り早く対応するため、その1補正といたしまして先行議決をお願いするものでございます。

いずれの議案につきましても、川崎市政にとって重要なものばかりでございます。議会の皆様とは真摯に議論させていただき、両輪となって市政を運営してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

【司会】 それでは、質疑応答に移ります。進行につきましては、引き続き幹事社様、よろしくお願いいたします。

【幹事社】 まず、人権尊重のまちづくり条例、これは市民からの関心もかなり高く

て、パブリックコメントなども多く集まったようですが、議会においてはどのような議論を期待されますか。

【市長】 人権全般にわたっての不当な差別をしっかりとなくしていく、根絶していくための大切な条例ですので、また、市民の皆さんからも非常に関心の高いところだと思いますので、私も行政としては、提案する側としても、しっかりと丁寧に説明をさせていただきたいですし、また、議論を議会の中で深めていただければと、御懸念の点は議論を通じて明らかにしていく必要があるのではないかと考えています。

【幹事社】 それから、補正予算のほうでは、台風に対する復旧・復興というところに力が入っていると感じます。とはいえ、まだ拾えている部分のごく一部なのかなという印象もありますが、この後、どのようにお考えでしょうか。

【市長】 まだ中小企業に対する支援の枠組みというのが、国、県、そして川崎市という形でのスキームが近々できると思いますので、それも、できるだけ早く対応するために、まとめ次第、補正予算という形で計上していきたいと思っておりますし、また、先行議決などお願いすることになろうかと思っております。

【幹事社】 では、各社さん、どうぞ。

【記者】 人権条例について改めてお伺いしたいと思いますけれども、昨日、委員会でも素案からの変更点について審議がありましたけれども、改めて今回の素案の変更もありましたけれども、表現の自由に配慮している部分も、変更点が多かったのかなと思うんですが、市長として御覧になって、改めて今回の件いかがでしょうか。

【市長】 若干、文言に曖昧なところがあるのではないかと御指摘は、パブリックコメント等を通じて伺ってきたところですので、そこはしっかりと、より厳格にどうか、明確になるような修正を加えさせていただきました。わかりやすくなったのではないかと考えています。

【記者】 わかりやすくしたことで、市民への理解とか深まるというか、理解してもらいやすくなったというようなことなんでしょうか。

【市長】 運用をやっていく中で、あまりアバウトな形ですとよろしくないということですから、やはりそこは明確化していくという、その必要性で今回、変更を加えているということです。

【記者】 今まで全会一致での可決をずっと目指していらっしゃいましたけれども、その姿勢にお変わりないか、改めてお考え聞かせてください。

【市長】 全会一致で、市民の総意という形で成立を目指していきたいと思っております。

【記者】 これから議会での審議が始まるわけですがけれども、改めてどういうふうに議論が深まっていくことですか、どういうふうに成立を目指していきたいかというところの姿勢をもう一度お願いいたします。

【市長】 いろんなお考えがあると思いますので、その点について、私どもとしての考え方をしっかりと説明していくことを丁寧にやっていきたいと思っておりますし、また、この間の議論が市内外、関心がある方はたくさんいらっしゃいますので、広く知らしめていければなどは思っています。

【記者】 条例の成立によって、川崎をどういうまちにしていきたいかというところについても改めてお伺いします。

【市長】 ヘイトスピーチ対策に非常に関心は高まっておりますけれども、しかし、繰り返し言ってきておりますとおり、この条例は全ての市民が不当な差別を受けることなくということでもありますので、そういった意味で、まさに差別のないまちというのをしっかりと取り組んでいく、その一つの大きなものになるのではないかと考えています。

【記者】 ありがとうございます。

【記者】 全国で初めてヘイトスピーチに対して刑事罰を科すという形になっているわけですがけれども、先ほどおっしゃったように、差別のないまちをつくっていく上で罰則になるかと思いますが、最終的に罰則を科すんだという形に、いろんな選択肢がある中で決断した、その一番の思いはどのようなものであったのかを改めて聞かせてください。

【市長】 これも繰り返し言ってきていることでもありますけれども、やはりヘイトスピーチ解消法の立法事実になった、その事案が発生したのが川崎市ということもあって、法律に書いてあるように、地域の実情に応じた対策を打っていくという意味で、罰則という厳しい形でありますけれども、実効性をしっかりと担保していくということで罰則規定を設けたということでもあります。

【記者】 この間、パブリックコメントを含めて、いろんな意見、いろんな声が寄せられて、それがいろんな形で反映されて、この条文というものができ上がってきていると思うんですけれども、市長の耳にも、とりわけヘイトスピーチに苦しんでいる被害者、当事者の方の声というのも届いていたと思っておりますけれども、その声がこの条文の中にはどのように反映されているとお考えになられていますか。

【市長】 それぞれいろんな方のお気持ちがあると思っておりますけれども、まず提案者としては、繰り返しになりますけれども、このまちが不当な差別がないまちというのを、

それは国籍だとか人種だとか、あるいは障害だとかということ、ある意味、全てのことに対してでありますから、そういういろんな方々の思いがこもっていると思います。障害のことで差別だとか偏見を持たれているという思いも、この中には含まれていませんし、性別あるいは性的指向だとかということも含まれていますので、いろんな思いをこの条文に載せさせていただいたということです。

【記者】 この条文を作っていくに当たって、庁内でもいろんな議論をされたと思うんですけども、そういう中で、今おっしゃった、差別を許さないんだという思いは強まって、深まっていったとお考えになられているんですか。

【市長】 そもそも私たちのまち是非常に多様性のあるまちで、そのことを誇りにまちは発展してきたと思います。そういった意味で、こういうのは当たり前のことで、前から言っているように、法律だとか条例でというのは、本来なくてもいい話じゃないかと。しかし、そういう実態がある中でということですから、あえて今回、地域の実情に合わせて条例を作ったということでもありますから、そういう意味では庁内の中でも議論というか、作っていく過程で、いろんな差別に対する、しっかり禁止していこうという思いは職員の中でもしっかりと強まったのではないかと思います。

【記者】 ありがとうございます。

【市長】 どうぞ。

【記者】 全会一致のことでお伺いしたいんですけども、提案されるあらゆる議案は基本的には全会一致というか、多くの議員に可決の態度をとってもらおうというのは当然のことで、この条例案に関して、全会一致という発言をこれまでも何度も繰り返してこられていることの理由を、もうちょっと御説明いただけますでしょうか。

【市長】 議会の議決こそ、全会一致の議決をもって市民の総意と解するというものですから、そういった意味で、こういった条例は市民の総意で作上げるものだと思いますし、そのためには全会一致にこだわっているということです。

【記者】 逆に言うと、一人でも反対しそうであれば、これは取り下げるということはお考えの中にあるのかどうか。

【市長】 いや、取り下げる思いはないですけども、繰り返していますのは、とにかく全会一致を目指したいと思っていますので、それはもう最後の最後までしっかり御理解いただけるような丁寧な審議を尽くしてまいりたいと思っています。

【記者】 それは、全会一致でなければ総意とはならないとお考えなのか。

【市長】 そうですね、繰り返し言ってきているように、議会の全会一致というのが市民の総意と解されるので、そうではないということであれば、そういうふうに逆に

解されるということだと思います。

【記者】 それは、運用上に当たって何らか影響を及ぼすものがあるのでしょうか。

【市長】 いや、それはないですね。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

【記者】 素案からの変更点について、先ほど、曖昧な文言を明確化する修正ということをおっしゃいましたが、勧告、命令、公表のところで、勧告や公表の有効期限6か月と定めた理由だとか、あと、地域を定めたりだとか、この辺は文言の明確化というよりは、より慎重な運用になるのかなと解釈しているんですけども、その辺はどのような形。

【市長】 慎重なというよりも、例えば、6か月間でというのは、1回発言したことがずっと延々と縛られるというのは、通常、刑事罰まで科すところでは考えにくいということで、一定の期限を区切らなければならないだろうという判断に至りました。それが6か月というのは、他の法律を参考にして、そのように設けさせていただいています。あと。

【記者】 地域を定める。

【市長】 地域を定めるということですね。それも、どこでやってもという話だと、今申し上げたのと同じように、より限定して、限定というか、定めないと、なかなか刑事罰としては、要件としては難しいのではないかという、そういった議論があったゆえにでございます。

【記者】 今回、パブリックコメントの結果を拝見したところ、やはり表現の自由との両立であったり侵害というところを心配している声が多かったと思うんですが、改めて、条例案を出された今、どういうところに配慮して、どういうところに注目して、そういうのが成り立っていくというところを皆さんに感じて欲しいと思われませんか。

【市長】 表現の自由というのは最も大切なものの一つだと思います。ただ、表現は、何でも許されるということではなくて、他の人権を著しく侵害することがあってはならないと思っています。そういった意味での今回の条例作りの形になっていますけれども、しっかりと表現の自由には配慮した形になっていると思います。ですから、確信的に繰り返しということで、三度ということは、ある意味、非常に確信的なものに対して、しっかりと罰則をかけていくということですから、そこはしっかり配慮ができています。

【記者】 また、市長、先ほど、議会で御懸念の点は議論を通して明らかにしていきたいというお話がありましたけれども、今、条例案を出された時点でどういうところ

の指摘を受けるとかという御予想はありますか。

【市長】 いや、まだ昨日はパブリックコメントのことについての議論だったと聞いていますので、これからいろんなものが出てくるのではないかと思っておるので、今の時点でということでは特にございません。

【記者】 成立に向けた改めての思いをお聞かせください。

【市長】 繰り返しになりますけれども、やはりとても大切な、人権全般にわたる条例ですので、そういった意味では全会一致で市民の総意でもって作り上げていきたいと思っています。

【記者】 ありがとうございます。

【記者】 表現の自由の関係で関連してなんですけれども、素案からの変更点というよりは、素案時点からなんですが、審査会の意見を聞くですとか、あと、今回、変更点で6か月間を設けるとかというのは、十分に表現の自由に配慮した対策だと思うんですけれども、改めてどういう理由で表現の自由は最も大切なものの一つだと思っていて、それを今回の条例案にどう生かしたかというのを、もうちょっと具体的にお伺いしたい。お気持ちの面でお伺いしてよろしいですか。

【市長】 そもそも憲法で表現の自由は明確にうたわれているわけで、そこが侵害されてはならないということは当然のことだと思います。でも、先ほど申し上げたように、だからといって何でも表現していいわけではない。著しく他者の人権を侵害するようなことは表現の自由とはもはや言えないと思いますので、そういったところとの両立を今回諮っているということです。

【記者】 もう1点、台風関連なんですけれども、被災者生活再建支援法で、基本的には半壊以下というのは国では補助の対象外で、結構、各自治体の独自施策で補助を設けているところが多いんですけれども、川崎市さん、今のところ、その検討はいかがですか。

【市長】 いろんな支援メニューをやっておりますけれども、それについての、今お尋ねの点については特に、今、独自施策を考えているというわけではありません。

【記者】 検討はしてない。

【市長】 はい。

【記者】 わかりました。

【記者】 人権条例に戻ってしまいますが、条文の中で、インターネットに関する部分で、拡散を防止するのに必要な措置をとるというのがあります。この必要な措置というのは、具体的には市長はどういうことを想定されているのでしょうか。

【市長】 ややテクニカルな話なので、事務方からでもよろしいでしょうか。

【市民文化局人権・男女共同参画室長】 具体的な措置につきましては、基本的にはプロバイダー等の事業者に対して、それが不当な差別的言動に当たると判断したときには、審査会の意見を聞いた上で、削除の要請ですとか、発信者情報の開示を求めていくこととなりますので、そのときには、その法律、プロバイダー責任制限法に基づく措置について市としても支援をしていくという、当事者の方の支援をしていくような取組を進めていくことになるかと思えます。以上でございます。

【記者】 ありがとうございます。

【市長】 どうぞ。

【記者】 人権条例の件でお伺いしたいんですけれども、先ほど市長の発言の中で、元々多様性を売りにして発展してきたまちであるという中で、こうした条例を全国に先駆けて制定に向けて目前まで来ているというところで、差別が、いじめであったりとか、そういうこともたくさん集団の中で起こり得るわけで、そういったことをやっていかなきゃいけない社会的な位置づけといいますか、この条例が今ここでこうして明文化しなきゃいけないということに対しての御所感を改めて伺いたいと思うんですが。

【市長】 いわゆる人種だとか国籍だけではなくて、いろんなところで、現時点でも残念ながら差別が起きていることは事実です。ですから、そういったことが起こらないようにということで、人権教育を始め取り組んでまいりましたけれども、より一層そういったことを進めていかなくちゃいけないと思っていますし、今回の条例がその契機となると思っています。

【記者】 逆に、窮屈になりかねないというところも、もちろん憲法との兼ね合いの面で懸念があったわけなんですけれども、社会的な背景といいますか、そういう時代なんだというような認識、いかがですか。

【市長】 社会的背景というか、短期的なことを話しますと、それこそ来年は東京オリンピック・パラリンピックもありますし、そして今、川崎市内には4万人を超える外国籍の方がお住まいでいらっしゃいます。過去4年間で5万6,000人ぐらい人口が増えていますけれども、そのうちの約20%は外国人ということで、ますます川崎も多様性に満ちたまちになってきていると。そういったところで差別なんていうことがあってはならないし、そんな恥ずかしいことはないと思っていますので、そういった背景もあることは言えるかと思えます。

【記者】 ありがとうございます。

【司会】 ほか、いかがでございますか。それでは、特にないようでございますので、本件につきましてはこれで終了といたします。

市政一般

《令和4年4月以降の「川崎市成人の日を祝うつどい」の開催について》

【司会】 続きまして、話題提供といたしまして、令和4年4月以降の「川崎市成人の日を祝うつどい」の開催について市長から御説明いたします。それでは、よろしくお願いたします。

【市長】 それでは、令和4年4月以降の「川崎市成人の日を祝うつどい」の開催につきまして御報告をさせていただきます。それでは、お手元の資料1ページを御覧ください。

令和4年4月に改正民法が施行されることに伴いまして、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。「成人の日を祝うつどい」の式典を含めた準備につきましては、市内青少年関係団体をはじめ、大学生を中心としたサポーターなど多くの方に、新成人の社会生活の出発となるこの行事を支えていただいております。

本市の式典の対象年齢等につきましては、この間、市内青少年関係団体などの協力団体の方々や、令和4年度に改正民法での成年となる現在の中学3年生、高校1・2年生、保護者など、様々な方々からの御意見を伺いながら検討を進めてまいりました。

こうした方々のうちの多くは、飲酒、喫煙など全ての年齢制限がなくなる区切りの年齢が20歳であることなどから、20歳が節目の年齢であるといった実感が浸透しているとの御意見がございました。また、18歳を対象とした場合には、多くの方が高校3年生であり、大学受験や就職の準備等で多忙な時期であること、そのため、本人だけでなく家族にも大きな負担がかかることが想定されるなどの御意見がございました。

これらの御意見も考慮いたしまして、本市の対応といたしましては、改正民法の施行後も、これまでどおり20歳を迎える方を対象として式典等を開催してまいります。また、これに伴い、式典の名称につきましては、仮称ではございますが、「20歳を祝うつどい」と変更する予定としております。

なお、2ページ以降には、アンケート調査の結果の概要及び令和2年「成人の日を祝うつどい」について資料を添付しております。後ほど御参照いただければと思います。

以上で、令和4年4月以降の「川崎市成人の日を祝うつどい」の開催についての説

明を終わらせていただきます。

【司会】 それでは、ただいま御説明いたしました内容と市政一般に関する質疑応答に移ります。進行につきましては、改めまして幹事社様、よろしく願いいたします。

【幹事社】 この成人の日の話はかなり関心の高い話題だと思うんです。これ、川崎市がこのように表明されているけれども、他の自治体がどうなっているかというのは情報ございますか。

【市長】 他の自治体は、政令市では既に2つの自治体が発表していると伺っています。京都市と仙台市が、対象年齢は現行どおりの二十歳としたことと、県内政令市で相模原も既に発表されているということです。それから、同じ県内では、逗子市も同じ二十歳でやられていると、発表したということでございます。以上です。

【幹事社】 そうすると、今持っている情報としては、18歳でやるというところはなくて、基本的には20歳でやる。

【市長】 はい。

【こども未来局青少年育成担当課長】 18歳ではないんですが、19歳の夏にやるというところは、大分県国東市というところは既に発表しています。今把握しているのは1市だけでございます。

【幹事社】 いわゆる成人式は20歳のままということで、成人は18歳になるわけなのですが、式典以外については何も変更はない。

【市長】 はい。

【幹事社】 各社、どうぞ。

【記者】 別紙でアンケート調査と結果についていただいているんですけども、これ、アンケートの対象が何人で回答者が何人で、85%というのが出ているんですけど、その数字って出ますか。

【市長】 調査対象者853名、そのうち中高生767名、20歳とする理由とか18歳とする理由等について複数回答を可としているため、母数の数値がそれぞれ異なっていることになっております。

【記者】 対象者が全部で853名で、ごめんなさい、中高生が。

【市長】 中高生が767名。

【記者】 これは、回答者がこの数字という意味ですか。

【市長】 回答していったって、そのほか、保護者ですとか協力団体関係者、協賛企業関係者、こういう人たちを合わせて853名の方が答えておられますけれども、そのうちの中高生が767名ということです。

【記者】 じゃ、853名というのは、下の協力団体も入れてで、回答者数ということでもよろしいんですかね。

【市長】 そうです、はい。失礼しました。

【記者】 ありがとうございます。

【市長】 どうぞ。

【幹事社】 すいません、ちなみに、20歳になられる市民の皆さんは何人いらっしゃるんでしょうか。

【市長】 わかりますか。

【こども未来局青少年育成担当課長】 今年の対象者は1万4,048人と、10月31日現在で把握しているところでございます。以上でございます。

【幹事社】 これにかかわらず。

【司会】 市政一般も質問お受けしますのでどうぞ。

【市長】 ほか、いかがでございますか。

【記者】 さっき、首里城のところで伺おうかなとも思ったんですけども、先日、市民ミュージアムの浸水被害に対する寄附金の、昨日でしたっけ、創設、受付というのがありました。首里城の火災でも、かなり多くの寄附というか、志が寄せられているとお伺いするんですが、あれはやはり被害の大きさがすごくわかりやすいというか、もう見える形で被害がわかるというか。一方、市民ミュージアム、浸水したことは伺ってはいますし、収蔵品の数がこれぐらい浸水したという数字はお伺いしているんですけども、いまだに具体的に何がどういう状況なのかが全く伝わってきません。

被害を受けましたというので、それに対して支援を呼びかけるというのも、やはりどんな被害を受けているのかわからないもとはなかなか共感が広がりにくいのではないかと思うところもあるんですが、今、現状、どのように聞いていて、それにどんな支援が必要だから、こういう寄附を受け付けるのですというような説明をする用意があるのかどうなのかということをお伺いしたいんですが。

【市長】 まず、寄附を募るということ、その全容がわからない中で寄附を募るのはいかがかなという、はばかれるなという思いもあったんですが、しかし、既に寄附をしたいとお申し出をいただいている方はかなりの数に来ていと伺っているので、そういったお気持ちを受けとめさせていただきたいということから、受け皿という形で作らせていただきました。ですから、そういった意味では、御寄附いただいたものには100%、補修ですとかそういったものに充てさせていただくと、美術品とかに使わせていただいとということにいたしますけれども、これから搬出していくときも、

冷凍庫というか、冷蔵装置が必要になってくることもありますので、そういったものができ次第、どんどん運び出して、洗浄して冷凍庫に（保管）という形で、それから修復という段階になっていくんですが、まだその段階になっていないということなので、とにかく急ぎたいとは思いますが、御指摘のとおり、なかなか全容をお伝えできていないというのは、確かにおっしゃるとおりなんですけれども。

【記者】 点数が多だけに、何がどうとお伝えするのが難しいのかなと思う部分もあるんですが、ただ、冷凍庫でしたっけ、例えば、かびが生えてきているだとか、それもやりとりの中で出てきている。じゃ、どの作品に、評価額が幾らのものにこういう損傷があつてという具体的な話は、これ、1か月以上たつんですけれども、何も出されたことがないんですが、これはこれぐらいのスピード感でやっていくものなんですか。

【市長】 出せる先があればまず出しちゃうというのはあるんでしょうけど、出す先の状況をまず確保しないと、出すに出せないということがございます。ですから、出せるものは順次、少しずつですけれども、出しているものはありますけれども、その取扱いもかなり丁寧にやっていかないと破損してしまうこともありますので、段階を追ってやっているということです。

【記者】 わかりました。すみません、もう1点。昨日から浸水被害の住民説明会を、上下水道事業管理者も出席して説明会をやっていると伺っています。ほかの自治体で伺うと、首長自らが説明に行っているパターンもあるようなんですが、市長は行かないのは、何か理由があつたりするんでしょうか。

【市長】 いや、行かない理由はないですけども。

【記者】 行く理由がないということ。

【市長】 いや、行く理由がないということでもないですが、よりちゃんと説明できる者がしっかりと説明することが大事かと思っておりますので、行かない理由はないです。

【記者】 なるほど。大分、市の対応に対する不満が予想どおり出ているようで、これまでも浸水被害の各住民に関しては、市長も多分、この会見の場だったと思うんですけど、被災直後で感情的になっている部分もあるんじゃないかというような趣旨のこともおっしゃったような記憶があるんですが、大分時間もたっている状況ですけども、やはり今回の市の対応に対する不満は、かなり住民側には強いように感じます。その状況についてはどういうふうにとめておられますか。

【市長】 まず、今始まったばかりですけども、しっかりと情報をちゃんとお伝えしてないことが、やはりどうだったのということにつながっていると思うので、ま

ずはしっかりとした情報提供、御説明を丁寧にさせていただくことから始めることが必要なんじゃないかと思います。その上で、また、いろんな御意見もいただくことになるでしょうし。

【記者】 すいません、私の取材している範囲では、皆さん、かなり事前に勉強しているというか、どういう対応だったのかということは御認識された上で行っている方もかなりいらっしゃって、その上で、やはり納得がいかない。要するに、自分たちのところに行くとは逆流しているのがわかっているのに、なぜ開けておくと。それは、自分たちのところはそういうことをしてもいいと思っているんじゃないのかと捉えて、不満を持っておられる。そこに対して、いまだに総合的な判断という説明で、総合的な判断で自分たちのところは浸水させられたのかと思っていらっしゃる方も一定いると私は見えています。市長の御認識はどうなのか、今の時点で。反発の原因は、情報が伝わってないことにあるのかどうか。

【市長】 とうか、どう考えても、自分の家がこういうふう被害に遭ったら怒りますよね。当然のことだと思います。理由云々というのもありますけれども、そもそもそういう状態になっていることに怒りの矛先というのは、どうしたらいいんだという思いは、それは当然だと思います。ですから、説明が、ちゃんと伝わってないからということではなくて、そもそも今の状況に対して、被害に対して怒りのぶつけ先はどこにあるのかということをおられるのは当然のことだと思います。

【記者】 そのぶつけ先が現状は市になっているとお思いですか。

【市長】 やっぱり内水氾濫が起こっている事実からすれば、それは市なんじゃないのとか、いくら想定外の水位だとはいえ、閉めなかったから泥が来たでしょと思うのは、ある意味当然で、そのことに関しては、怒りの矛先が川崎市に来るのは当然だとは思っています。

【記者】 わかりました。

【幹事社】 市長、今の続きですけれども、今のお話を聞いていると、質問自体は、住民の怒り自体はかなり具体的で、水門の開け閉めに問題があったのではないかといいところであるので、怒りを単に市にぶつけているという感じには聞こえないんですけど。

【市長】 いやいや、単に門の開け閉めだけでなく、要は、ポンプ場はどうなのとか、いろんなものが、そもそも鶴見川のところには貯留池があつてとか、(多摩川には)何でないんだとかという根本的な話から思っている方もいらっしゃいますし、そういう意味では、感情の、あるいは疑問に思っていることは、ある意味多岐にわたる

のではないかと思います。

【幹事社】 多岐にわたる中で、ただ具体的なものが幾つか出てきたという。これをもう一度検証する。例えば、もう何度も、これは報道もされているので考えているのではないかと思うんですが、水門の開け閉めについては、マニュアルに従ったのだと言っているけれども、じゃ、そのマニュアルというものが、いつ作られ、過去にどのように見直したかというようなことは、来年3月までかけて調べるほどの話じゃないと思うんだけど、このあたりはもう既に市長の中では報告を受けたりしているんでしょうか。

【市長】 いや、ごめんなさい、正確なところと言えないのが申し訳ないんですけど。

【幹事社】 ごめんなさい、こういう場なので細かいことは全部言わなくてもいいんですが、そういった観点で、何度か、前のものでも検証するとおっしゃったけれども、市に対して怒りが向いているのであれば第三者を入れるとか、それは否定されたけれども、その後の経緯の中で、もっとちゃんとこういうふうに検証していこうということが具体的になってきていることがもしあればお願いします。

【市長】 検証とって、今まで申し上げてきたことから大きな変更があるかといえ、大きな変更はないです。そういう意味では、今後のマニュアルの見直しだとか、あるいは運用をどうやってしていこうかというのは、どうあるべきなのかをしっかりと議論しなくちゃいけないと思います。それはなかなかすぐにとという話ではないと思いますが、ただ、来年、同じようなことが起こったときに、今までのマニュアルのまま果たしていいのかということはしっかりと検証して、直すべきものがあれば直していくことは必要なことだと思っております。

【幹事社】 そこを見直すかどうかも含めて検証する、来年の台風シーズンまでには必ずそういうことをする。

【市長】 そうですね、はい。

【司会】 ほか、いかがでございますか。よろしいでしょうか。それでは、本日の定例記者会見をこれで終了といたします。長時間ありがとうございました。

(以上)

・この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当

電話番号：044(200)2355